

広島県教育委員会会議録

令和元年10月11日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和元年10月11日（金） 13：00開会
14：31閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

2 欠席委員 なし

3 出席職員

教育次長	長谷川信男
管理部長	池田克輝
教育部長	福島一彦
乳幼児教育・教育支援部長	池田肇
参与	生田徳廉
理事	榊原恒雄
総務課長	江原透
秘書広報室長	山崎真紀
教職員課長	山田哲也
文化財課長	白井比佐雄
生涯学習課長（兼）乳幼児教育支援センター長	田坂嘉章
義務教育指導課長	河北光弘
高校教育指導課長	竹志幸洋
特別支援教育課長	三浦直宏

教育委員会会議定例会日程

日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第1号議案	広島県重要文化財の指定及び広島県史跡の指定範囲の追加について	1
日程第3	報告・協議1	広島県文化財保護審議会委員の選任に係る基本方針について	3
日程第4	報告・協議2	令和2年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の結果について	4
日程第5	報告・協議3	「広島県子供の読書活動推進計画（第四次）」（案）について	8
日程第6	報告・協議4	高校生の就職をめぐる状況について	10
日程第7	報告・協議5	「広島県特別支援教育ビジョン」改訂素案について	11

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、近藤委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います、いかがでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、本日の議題は全て公開で審議することといたします。

第1号議案 広島県重要文化財の指定及び広島県史跡の指定範囲の追加について

平川教育長： それでは、第1号議案、広島県重要文化財の指定及び広島県史跡の指定範囲の追加について、白井文化財課長、説明をお願いいたします。

白井文化財課長： 広島県重要文化財の指定及び広島県史跡の指定範囲の追加について御提案いたします。

お手元の資料と併せて、スライドも御覧いただきながら御説明させていただきます。

まず、広島県重要文化財の指定についてでございます。資料は1ページでございます。広島県重要文化財の指定とは、広島県文化財保護条例第3条第1項の規定により、県の区域内にある有形の文化財、すなわち建造物、絵画、工芸品や彫刻などのうち、本県にとって歴史上又は芸術上の価値あるいは学術的価値の高い本県の歴史と文化を理解する上で欠かせない有形の文化財を特定し、保護しようとするものでございます。

今回お諮りする木造阿弥陀如来及び両脇侍立像は、平成30年12月20日付けで所有者の尾道市、西郷寺から申請された物件でございます。今から730年前、鎌倉時代、モンゴル襲来から4年を経過した弘安8年に尾道の大商人と推測されている橘吉近が両親を供養するために仏師に作らせた仏像です。中央に阿弥陀如来の立像、左右に勢至菩薩と観音菩薩像を配し、阿弥陀如来は来迎印という印を結んで、お迎えに来られる様を再現した来迎形阿弥陀三尊像と呼ばれる組合せになっております。阿弥陀如来像は、ヒノキの寄木造、髪の毛の生え際までの高さが90cm余りの三尺阿弥陀に分類される形式のものでございます。ふくよかな顔かたち、四角形のがっしりした体軀を作り、衣装のひだである衣文線が緩やかに破綻なく彫られた立体的で端正な造形が特徴の仏様でございます。全身は金泥塗りで、着衣には截金と言われる、細く切った金箔を張り付ける技法を用いた様々な文様が施され、豪華な仕上がりとなっております。

両脇侍像はヒノキの寄木造、髪の毛の生え際までの高さが55cm余りの比較的小さな像で、頭頂部の髻を高く結い上げ、細身の体型でございます。中尊と同様、金泥塗りで、截金細工の文様が施されております。造形的には高い技術を要する上半身を大きく前傾した姿勢と風になびく衣を造形し、早来迎形と呼ばれる、スピード感を持ってお迎えに来られる様を再現した造形が見事に作り上げられています。中国・宋時代の絵画に通じるものがあり、絵画のような律動感や艶やかさが特徴と言え、三尊ともに仏師の優れた造形感覚、高い技術によって制作されていることが伺えます。

また、本件三尊像の中には、こちらの県内最古級の印仏や後世に追加された足利尊氏の位牌などが納められ、印仏の中には弘安8年銘の橘吉近の願文が含まれておりました。

以上、御説明いたしましたとおり、本件三尊像は、制作が優秀であること、鎌倉時代中期、1285年という制作年代の明らかな来迎形阿弥陀三尊像の基準作に位置付けられることから、本県重要文化財に指定することがふさわしいと判断いたしました。

また、印仏を始めとする像内納入品も、本三尊像の由緒、年代を示す重要な資料であることから、併せてつけたりとして指定することがふさわしいと判断いたしました。

なお、本件指定については、令和元年8月26日付けで広島県文化財保護審議会から適

当である旨の答申を受けていることを申し添えさせていただきます。

続きまして、広島県史跡の指定範囲の追加について御提案いたします。

資料は4ページでございます。広島県史跡の指定とは、広島県文化財保護条例第36条第1項の規定により、県内に所在する城跡、旧宅、古墳などのうち、歴史上又は学術上の価値の高い、本県の歴史と文化を理解する上で欠かせない文化財の範囲を特定し、保護しようとするものでございます。

今回指定範囲の追加をお諮りする広島県史跡松本古墳は、福山市神村町に所在し、古墳時代中期、5世紀中頃に築造された、本県を代表する大型古墳の一つとして、昭和24年8月12日付けで指定されていた史跡でございます。

こちらは古墳を上空から見た写真で、これまでの指定範囲はオレンジ色に色付けした範囲でございます。この範囲を指定した当初から、指定地の周りの平坦面も古墳と関わりがあると推定されておりましたが、近年、古墳の周辺の宅地化が進み、古墳の周りの平坦面でも開発が予想される状況になったことから、この古墳の保存と活用の在り方を検討するため、福山市が古墳の周りの調査を実施いたしました。その結果、古墳の周囲を囲む周溝と本来の古墳の墳丘を削平、削った跡、周溝の山側の端、それから、周溝の中に落下した古墳の葺石が良好に保存されていることが確認されました。また、この調査の結果、松本古墳は従来の指定範囲よりも大きい直径約65mの本県最大の円墳であること、さらに、古墳築造に当たり、それまであった尾根を削り出して古墳を作っていたことが明らかになりました。このような古墳周辺で新たに確認された遺構、古墳の痕跡を保護するため、赤色部分を新たに指定しようとするものでございます。

なお、今回追加指定範囲を除く範囲につきましては、今後取扱を検討したいと考えております。

また、今回追加指定について、令和元年8月26日付けで広島県文化財保護審議会から適当である旨の答申を受けていることを申し添えさせていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

平川 教育長： ただ今の説明に対しまして御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

中 村 委 員： 仏像の方ですけれども、制作優秀だというのは前から分かっていたことに加えて、この年代が特定される紙、印仏が見付かったということが決め手ですよ。それを修理の際に見付けられたときの興奮というのが伝わってくるようで、大変すばらしいことだと思うのですが、5、6年前の保存修理の際に見付かって今指定ということは、やはりそのぐらい時間をかけて慎重に審議をして今に至ると、そういう理解でいいのですか。

白井文化財課長： 発見されました後に各大学の専門家が分析いたしまして、論文等で公表し、その成果が確定したことから、今回申請に至ったものでございます。

中 村 委 員： 分かりました。

それから、古墳の方ですけれども、新しく指定されたところ、先ほどの写真では、既に宅地化、畑化しているように見えてましたが、民有地であっても指定されるということでしょうか。指定されると、利用には何か支障が出てくるということなんでしょうか。

白井文化財課長： 現在、周辺の平坦面は耕作地、田んぼとして使われております。指定されましても、引き続き耕作していただくことは可能でございます。

中 村 委 員： ちなみに、宅地だったら、家を建てることも可能なのですか。

白井文化財課長： 指定範囲における建物の新築等につきましては、古墳の遺構に影響を及ぼさない範囲であれば建てることは可能でございます。ただ、現在の建物は、大体くいを打ったり、地下にべた基礎を打ったりとかして、かなり掘りますので、かなり慎重な扱いが必要になってくるかと思えます。

中 村 委 員： それは勝手に建てるということは基本的に許さないということなんでしょうか。気付いたら建っていたみたいなことにはならない仕組みになっていますか。

白井文化財課長： 文化財保護条例の規定により、現状変更の許可申請が必要な案件ということになります。

菅 田 委 員： 古墳の方なのですけれども、南側も古墳で、規定指定範囲よりも外側にあるのですけれども、その土地は今回なぜ指定に入らなかったのですか。

白井文化財課長： 北側につきましては、既に試掘調査等で確定しておりますが、南側については現在調査を実行しているところでございます。調査の終了後、土地の所有者等と協議を行うことになると思えます。

菅 田 委 員： 指定されたら、先ほどあったように建物がなかなか建てられないのでしょうかけれども、古墳の調査後、古墳の外側というのは別に建ててもいいような気はするのですけれども、

こういった場合、分筆とか、そういうことはしないものなのですか。現状のまま、何にも関係なさそうな周溝上端よりも北側ですね、こういったところも制限がかかるようになっていくのですか。

白井文化財課長： 分筆等の手続も、現状変更の許可が必要な事項になります。ですから、現在、これで指定いたしますと、その後は全て文化財保護条例の規定によって取り扱われるということになります。

菅田委員： 分筆した方が、持ち主には優しい気もしないでもないのですけれども、そういうことは今まででも慣例としてやられていないのですか。

白井文化財課長： そうですね。指定の前に所有者とは十分な協議を行いまして、この範囲を一筆として指定することについて合意を頂いております。

細川委員： 1件目のものなのですからけれども、中村委員もおっしゃったのですが、この度、年代が明らかになったということが、評価上どれくらい重要なことなのか、教えてください。

白井文化財課長： ほとんどの仏像は仏教美術の方からの観察とほかの例の比較によって年代を定めておりまして、必ずこの年代だということが明らかになっているものはごくまれでございます。絶対この年代のものだということが明らかになったということは、これを比較の対照にして、これはこれに当てはまらない、これはこれに当てはまるという形で、ほかの仏像の年代が定まってくっていくということになるものですから、基準作として重要であるということになります。

細川委員： ということは、まだ年代が分からないものもたくさんあって、それはそれでまた調査を続けながら、分かり次第、またここに挙がってくるということになるのでしょうか。

白井文化財課長： おっしゃるとおりでございます。未指定の文化財でも、埋もれている重要なものはまだまだあると推測しております。それらの調査は今後県としても引き続き、市町と連携しながら進めていきたいと考えております。

志々田委員： 良いものが見付かって、きちんと保護できるような仕組みになっているのは良いことだと思うのですが、この立像なんかはとても立派ですし、何も知らない私が見ても、ああ、すごく良いものなのだなと分かるのですけれども、これを子供たちに見せてあげたりだとか、県立の博物館等で企画展をしていただくということにつながっていきそうなことはあるのかどうか、教えてください。

白井文化財課長： 仏像が信仰の対象でございますので、檀家の皆様の同意を得るので、難しいところもあるのですが、これまで県指定のこういう仏像について、県としてもできるだけ活用したいということで取り組んでおります。この仏像についても、今後、博物館等での公開も考えていきたいと考えております。

志々田委員： 確かに宗教に関わるものなので、ほかのものと一緒にはいけないのかもしれませんが、県の指定になるということは、県が責任を持って保護するということでもあると思うのです。それを必要だと思って、このお寺も申し出てくださったのだと思うので、是非子供たちに見せていただければなと思いますので、是非働き掛けをしてください。お願いします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 1 広島県文化財保護審議会委員の選任に係る基本方針について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、広島県文化財保護審議会委員の選任に係る基本方針について、白井文化財課長、説明をお願いいたします。

白井文化財課長： 広島県文化財保護審議会委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。
2枚目を御覧ください。広島県文化財保護審議会は、文化財保護法第190条及び広島県文化財保護審議会条例の規定に基づいて置かれている附属機関でございます。
審議会の設置目的及び任務は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存・活用に関する重要な事項について調査・審議、あるいは建議をするということでございます。
なお、近年の主な事例といたしましては、県重要文化財、黒川遺跡出土の袈裟襷文銅鐸の指定に関わる調査審議と、あと、先ほどの阿弥陀様の調査・審議をいただいたほか、文化財の保存修理に関わる現地指導に御対応をいただいているところでございます。
委員の定数は25人以内と定められており、現在の委員数は21人でございますが、今回の選任により20人とする予定でございます。委員の任期は2年で、次期の任期は令和2年1月1日から令和3年12月31日となります。
審議会の部会として六つの常任部会と二つの特別部会を設置し、常任部会にそれぞれ5から9人、特別部会に8人程度の委員が所属することとしたいと考えております。
委員の選考につきましては、原則として、「選考基準」欄の1から4に掲げる基準により、各委員の意見も参考にしながら、選考を進めてまいりたいと考えております。
説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

細川委員： 課長の御説明で、現在21人を20人とする計画というお話でございましたが、その減員の理由と効果について教えていただければと思います。

白井文化財課長： この取組につきましては、既に平成28年度改選時から段階的に取り組んでいるところでございまして、効率的、効果的な運営などを図ることから、人数を減らしていきたいということで御提案したところでございます。
減員数は、できるだけ案件の少ない分野、あるいは複数の委員がいる分野を中心に削減していきたいと考えているところでございます。

細川委員： 25人という定員は変えずに、委員を減らしていくというお考えですか。

白井文化財課長： 現在の文化財保護審議会条例では定数25人以内と規定されておりますので、その25人以内というのは変えずに、減員だけしたいということでございます。

細川委員： いろいろな部会等の絡みから、20人が適当であろうというお考えということでございますか。

白井文化財課長： 他県の状況等も考え合わせますと、20人前後が適当ではないかと判断したところでございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 令和2年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の結果について

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、令和2年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の結果について、山田教職員課長、説明をお願いいたします。

山田教職員課長： 報告・協議2により、令和2年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の結果について御説明を申し上げます。
今年度の選考試験についてでございますが、本年4月に策定いたしました中長期採用計画に基づき、第1次選考試験を7月13日、第2次選考試験を8月17日から19日に実施するとともに、現職教員を対象とした特別選考及びグローバル人材を対象とした特別選考、教職経験者英語を8月24日に実施し選考を行いました。
1ページを御覧ください。まず、A欄の志願者数でございますが、3,050名でありました。次に、B欄の受験者数でございますが、2,763名でありました。この2,763名について厳正な選考を行いまして、C欄の名簿登載者数のおおりに、1,094名を採用候補者として名簿登載いたしました。なお、受験者を基にして計算をした最終倍率は、約2.5倍となっております。
選考区分ごとの内訳につきましては、2ページのおおりでございます。
また、大学院等に引き続き修学する者に対して、名簿登載期間を延長する制度につき

ましては、登載者1,094名のうち54名が制度の適用を希望しております。今後、本人からの正式な申請に基づいて名簿登載期間の1年又は2年間の延長を決定していく予定としております。

名簿登載者の校種、職種、教科別の登載者状況、選考区分別、新規卒業、過年度卒業の状況などにつきましては、3ページのとおりでございます。

今回の採用選考試験の結果につきましては、去る9月27日に最終結果の通知を本人宛に発送し、名簿登載者の受験番号を教育委員会のホームページに掲載したところでございます。

なお、他県や他の職へ流れる辞退者を少しでも減らすため、これまで12月下旬に行っておりました採用の内定通知を、今年度から9月27日の最終合格発表の際、併せて通知いたしました。さらに、現時点で教員の未配置が生じている学校があることから、名簿登載者の中から、来年の4月1日を待たずに採用時期を繰り上げて採用する、いわゆる繰上げ採用の検討を進めております。

また、新たに、教員免許をお持ちで、現在、教職に就いていない方への説明会を、転職情報サイトなどを活用して今月19日以降、県内11か所及び東京会場の合わせて12会場で開催をすることとしており、広島県で教員になりたい方を確保してまいります。これまで行っております大学、関係機関等の連携や、あらゆるネットワークを通じた取組もこれからより充実させ、より優秀な教員の確保のため、受験者の獲得に向けて努力してまいります。

説明は以上でございます。

平川 教育長： ただ今の説明に対しまして御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

細川 委員： まず、今年の選考試験の日程で何か不都合があったとしたら、教えていただきたいのですけれども。

山田教職員課長： 特に不都合があったということは聞いてはございません。

細川 委員： 最終合格発表が9月27日に行われたとのことですが、着任地というのでしょうか、学校が決まるのはいつ頃なのですか。

山田教職員課長： 配置先につきましては、内示が3月20日前後になりますが、そのときに決まるということで、それぞれ所属であったり、市町から連絡をすることになっております。

細川 委員： 以前、配置先については、大学を出て間もない方については、できるだけ実家から通って、慣れてから他に移ったりした方が良いというようなことを、地元の保護者とか、新たに教員になる方の声でお聞きしたことがございまして、そういう希望を申し上げたところでありました。

もう1点は、知事部局の方に合格された方がいらっしやいまして、先日、保護者から、「広島県採用になったら、どこに行くか分からないので、住まいの確保が難しい」と聞いたのですよ。今からどこかを確保しておけばいいのですけれども、もし本庁でなかった場合は、また新たに探さなくてはならないようなこともあったりというようなことで、3月20日に配置先が決まるということになると、その辺のところ、当人も、親御さんも気掛かりなところがございまして、何か配慮等はございますか。

山田教職員課長： 実際の配置先につきましては、12月下旬に採用事務説明会を行い、必要書類を提出するということとともに、面談を実施して、本人の状況をしっかりと聞いていくことをしております。先ほどありました新卒の方で不安に思われているという部分もございまして、しっかりとそういう、場合によっては家庭状況でありますとか、健康状況でありますとか、例えば運転免許を持って運転ができるかどうか、そういったところを聞きながら、配置先についてはできるだけ希望に沿うような形で検討しようとしているところでございます。しかしながら、全県を見渡して配置するというところでございますので、どうしても希望に沿わないということもあるかとは思いますが、できる限りミスマッチを防ぐ、マッチングをさせていくという観点から、しっかりと12月下旬のところ、聞いてまいりたいと考えております。

細川 委員： 承知しました。よろしくお願ひいたします。

菅田 委員： 昨年と比べて志願者数、受験者数が減っている理由は何か分析されているのかということと、その一方、受験率ですね、志願者に対しての受験率は上がっているのですけれども、そこら辺はどのように分析されておられますでしょうか。

山田教職員課長： 前回は志願のところでは申しましたけれども、昨年に比べて志願者数は400名減少しているというところでございます。今年だけではなく、近年の状況を見ますと、新卒者はほとんど、例えば10年前と比べて、ほぼ変わりがない。若干減るかぐらいの状況でござ

いますが、既卒者の採用が増えている状況で、志願者に含まれる既卒者の割合、数が若干減ってきているため志願者が減っている状況でございます。

倍率につきましては、採用数を増やしております。今年度につきましても、例えば小学校教諭につきましては、採用見込は480人でしたが、辞退等も含めてその人数を上回る522人を採っているということで、倍率は下がってきていると思っております。そういったところにつきましては、引き続き教職の魅力を発信していくということについて、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

近藤委員：菅田委員の質問に関連するのですが、既卒者が採用されてしまっていて、そのため、志願者数が減っているということなのかもしれませんが、来年度以降も更に減っていくことがある程度予想されているのかどうかというところが1点と、最初の御説明の中で、教員免許を持っていない方を対象とした説明会というお話があったのですが、そういった方はどういう形で先生になっていくのかというところを教えてください。

山田教職員課長：一つ目は、実際に今回受験をしていただいて、残念ながら名簿掲載されなかった方にも、引き続き臨採、非常勤講師をしていただきながら、来年度も試験を受けていただくことが必要だと思っております。したがって、採用された数と引き続き受けていただく数に多少乖離はあるとは思っておりますが、その辺りにつきましては、先ほども申しました教職の魅力を発信していきたいと思っております。

二つ目は、免許はお持ちであって、教職には就いていない方が今回ターゲットという形であります。例えば、40歳前後の方が今、中長期計画のところでも非常に採用の数が少ないと。要は、狭き門であったために、教職の夢を諦めて、別の仕事に就いていると。そういった方がもう一回教職を目指してみたいと思われて来られたならば、例えば今は年齢制限が撤廃されて、59歳まで受けられるということとか、又は教員免許が、今休眠状態であって、その免許更新の講習のやり方を御存じない方もおられると思いますので、そういった方法をお示しすることによって、それじゃあやってみようかなという方を一人でも多く採っていきたいと考えているところでございます。

また、あわせて、「教育関連職フェア」と名前を付けておりますのは、教員だけではなくて、学校に関わる、例えば学校事務、教育支援員、学校に関わる様々な仕事の求人情報に対しての説明とか丁寧な相談を行うということでもあります。

近藤委員：その取組は今年度初めてやってみるということで、これから成果を順次見ていくという感じになるのですか。

山田教職員課長：はい。

中村委員：志願者が減り、受験者が減り、名簿掲載者は増えているということで、倍率は当然下がるわけですが、特にこの小学校、1.6倍、全体もそうでしょうけれども、多分史上最低ですよ。詳細な中身は分かりませんが、この数字だけ見ると、質の担保という点で、非常に危機的な状況が更に進んだのではないかなという危惧をいたします。念のため聞くのですが、そうは言っても、数を確保しなくてはいけないわけですが、選考基準を下げて採ったみたいなことはないという理解でいいのでしょうか。

山田教職員課長：選考基準というのは、どうしても競争倍率が関係してきます。教科によっては、受験者が採用見込数まで達しないという教科、校種もございました。その辺りにつきましては、しっかりと教壇に立てると、子供の教育にしっかり取り組んでいただける方、優秀な方をいろいろな面接や模擬授業、グループワークを通じて、人物重視ということで掲載を決定しているところでございます。

中村委員：そうだろうと思います。しかしながら、先ほど課長もおっしゃられたように、いわゆる選考に合格しなかった人が臨時採用等で実際には教壇に立っているというのが、これもまた問題の一つだろうと思います。毎年思うのですが、そういう臨時的任用等をされている方が受験して、合格しない人がいるわけですよ。OJTという言い方が適当かどうか分かりませんが、教壇に立って日々そういう仕事をしていながら、それでも合格しない人というのは一体どうなのだろうか、その現実をどのようにお考えですか。

山田教職員課長：実際のところで言いますと、合格基準に達してはいても、競争倍率の高い教科、校種等がございますので、そういったところで掲載にならなかったところでもあります。当然臨採、非常勤講師で勤める際には、県立学校であれば、学校長、それから、市町であれば、それぞれ市町であったり、教育委員会で面接を行って、その判断で任用するか非常勤講師で委嘱するかということを決めているところであります。そういった中で、経験

不足の部分につきましては、校内体制のところできっと支援をしていくことであったりとか、ある程度学校にどうしても負担をかけてしまう部分はありますけれども、そういった人材育成に努めていただくように県教育委員会としてはしっかりと支援をしてまいります。

中村委員： 苦しい状況はよく分かるのですが、教育センターでの研修等、本務者と臨採とか非常勤講師とかの間でもし違うところがあれば、全体の質を上げていくための仕組みの変更も含めて、これは是非考えてもらう必要があるのではないかなと思います。

それから、先ほども御意見がありましたけれども、この志願者が減っていく要因がどこにあるのかということは、大事なことだと思います。少し大きな話かもしれませんが、待遇がどうなのか。あるいは、例えばいきなり担任を持つ前には、何らか研修が必要なのではないかなと思うのですが、一般企業でも、いきなり営業で担当を持たずなんてことは絶対ないと思いますので、そういうところを変えたとすると、かなり大きな変更で、お金もかかると思うのですが、それが必要であれば、そのことも要望を上げるとか、すぐにできないことでも、検討していくことが大事なのではないかなと感じています。意見です。

志々田委員： 一所懸命これだけやっても伸びないという、とても残念な状況に、もちろん来ていただける先生方には最大の期待をしたいと思うのですが、数字上はこういう結果になっていることは、皆さんの努力にかかわらず、やはり教職というものが厳しい状況に置かれているのだということがよく分かります。

二つほど、一つは、小学校の教員の倍率も1.6倍ですが、特別支援学校についても1.8倍になっていて、小学校はここ数年来、子ども学部とか、何とか学科って、小学校教員養成課程を増やしてきていると思うのですが、特別支援学校は、これからまた入学してくる子供の数は増えてくることもあるので、きちんと免許を持って新規採用から専門教育を積み重ねていってくださる特別支援学校の先生方たちを増やしていくということはとても重要なことだと思うのです。そこで、広島県に来てくださりそうな、この辺の近隣で特別支援教育の教員免許を出してくれる学校がどれほど増えているのか。もしくは、増えていないのかということ、まず教えていただければと思います。

山田教職員課長： 特別支援学校の教員免許状は広島修道大学で取得できるということは聞いております。

志々田委員： 恐らく広島県内でいくと、広島大学と広島修道大学のみということで、ここから長いビジョンで教員採用を考えていくと、こちらから、例えば子ども学部や小学校教員養成課程を持っている学校がありますので、そういう大学に向けて特別支援教育のニーズと、採用が難しい状況にあるので、是非養成してほしいというような。これは私立大学からすると、とても大変なのですね。特別支援教育というのは専門分野も、福祉の分野も入りますし、医療の分野も入りますので、そう簡単に新設はできないのですが、そういう希望があるということをお話しして、若しくは、今持っている定員をもっとたくさんしてもらえないかというような、そういう戦略的に、長期的に見て、近隣大学と相談をしていくということが必要なかなと思います。小学校の先生の免許はここ数年で広島県はたくさん出しているはずなのに、持っても、受けないという人が多い。それは特別支援学校も同じ状況が起きているはずなので、そこの掘り起こしというか、調査というのが次には必要になってくるのかなと思いますので、是非そちらの検討も始めていただければと思います。それから、もう一つ質問ですが、今まで教員という仕事をしないでずっといたけれども、子供の手も離れて、そろそろ自分も昔の夢をと思って、先生になってくださる方たちを増やしていこうとするのであれば、働き方の工夫をしないといけないと思います。前の会議でも申し上げたと思いますが、フルタイムで小学校の教員といったら、12時間以上働かなくてはならないぐらいの気持ちでやらなくてはならないような現実があれば、当然ちょっとやってみようかなとか、リハビリも兼ねてという方は、とてもそんな気持ちにはならないと思うので、正規ではありながらも、6時間の勤務であるとか、例えば介護とか育児といった要因で、本来の7時間45分の勤務時間を削減して、短い時間でも正規の採用として、教員として働けるような働きやすい教員の環境というものを少しずつ作っていかないと、少し難しいのではないかなと思います。何十年も、今までずっとやってきたから、45歳になっても、小学校の先生ってやれると思うのです、体力的に。もし私が今、小学校の先生の免許を持っていて、先生をやるといときに、体力が続くのかどうかというところがすごく問題なので、最初は3時間ぐらいでとか、4時間ぐらいでといったときに、そうすると、今度は保険だとか、労働者としての権利だとか、そういう意味で十分そろわないから、塾の先生をしようとか、別

の仕事をしようという選択になるのだろうと思うのですよね。その根本的なフルタイムの職員の仕事の仕方というものを最大限配慮できるような制度を広島県が設けるとなると、少し社会人枠からの応募が増えるのかなど。自分が労働者として思うと、そういう気持ちにもなるので、是非そういった既存の教員の働き方というところの改革が新規採用のところにも響くような何かそういうアイデアがあるといいなと思いますので、もしそういうことを考えておられたら、是非教えていただきたいのですけれども。

山田教職員課長： 例えば小学校で担任が途中で代わるという部分が、子供にとってどのような影響を及ぼすかといったところも、今の御意見があったようなところをしっかりとクリアできるような体制も考えていかないといけないなとは思っております。当然新規採用だけではなくて、再任用の方で、例えばフルタイムではなくて、ハーフなら働きたいという方、その方に今、一所懸命フルタイムでお願いできないかというところで、定数の中での欠員をできるだけ減らすように、採用と再任用という形で働き掛けているところでもあります。その中で、今ありましたように、ハーフなら何とかやれるのだけれどもという部分をつなげて、子供の教育に影響を及ぼさないような体制の在り方という部分については、しっかりと考えていきたいと思っております。

志々田委員： 私、一昨日なのですけれども、千代田区の麴町中学校の工藤勇一先生の講演会をお聞きする機会を得まして、お話を聞いていたのですが、ニュース等でも出ていると思いますが、担任制を外しているのですね、全学年。そのやり方がベストだと申し上げるつもりもないし、広島県の学校が全部そうなればと思っているわけではないのですが、今おっしゃったように、自分の担任の先生はこの先生でなくてはいけなから、先生はフルタイムでないと困るのだという考え方、そういった前提となっている先生の仕事って一体どこまで今までどおりでいいのか。働き方改革もあるし、それから、こういった採用する先生の質の問題もあたりということもあれば、どこは譲れて、変えていけるのかという議論もやはりしていかないといけなくて、これは何も採用の担当だけではなくて、それぞれの学校種の担当の先生方とか校長先生方、教育委員会の事務局で話し合うべきことなのではないかなと思います。担任制が全てではないと思えますし、それは部活動も同じですし、何かそういった学校の今までの当たり前ということをどう今の働き方や今の情勢や今の教員採用の現状に合わせて変えていけるのか。その方が、よっぽど子供たちにとっては大事なことかと。変えないことに意味があるのではなくて、変えることに意味があることもたくさんあると思えますので、是非幅広い視野で御検討いただければと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件について審議を終わります。

報告・協議3 「広島県子供の読書活動推進計画（第四次）」（案）について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、「広島県子供の読書活動推進計画（第四次）」（案）について、河北義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

河北義務教育指導課長： それでは、報告・協議3によりまして、「広島県子供の読書活動推進計画（第四次）」（案）について御説明いたします。

本計画案につきましては、7月の本会議において御協議いただいた後、7月31日から8月30日までパブリックコメントを実施いたしました。その意見の内容及び県としての考え方を資料の方に示しております。

1ページを御覧ください。県民の方々から頂いた意見は、23件でございました。これらのうち、追記等の対応をしたものは1ページの3、3ページの8、4ページの19の三つでございます。そのほか窓口の一本化や人的配置などの頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただくとともに、計画期間中におきましても、内容や目標の達成度について点検及び評価を行い、必要に応じて見直しを行ってまいります。

次に、本計画の周知の方法についてでございます。7月の本会議で御意見を頂きました本計画の周知につきまして、各学校や関係機関へ冊子及びリーフレットを配付する、また、県教育委員会のホームページで紹介するとともに、各種研修会などで趣旨や内容

を説明してまいります。また、読書活動を推進する様々な人々へ周知いたしまして、取組の推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、本計画につきましては、年内の完成を目指して作業を進めております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

細川委員： この県民意見を御覧になられて、義務教育指導課として、県教委として率直にどういう御感想を持っておられますか。

河北義務教育指導課長： 第三次計画の際に頂いた意見が114件でございました。今回につきましては23件ということで、その数が少なくなったということを感じております。ただ、第三次計画で最も多かった意見が、学校図書館職員、学校司書を配置すべきであるという意見で88件ございました。これにつきまして分析をしたところ、平成26年の調査では、小学校は学校図書館司書の配置が18.5%、中学校の方は30.4%でございましたが、平成30年に調査をいたしましたところ、小学校で71%、また中学校で64.4%と、かなりのところで解消してきているということが原因ではないかと考えております。

細川委員： 私も読書活動といえますか、読書が非常によくできている学校を訪問したときに、司書がいらっしゃったり、図書館が充実していたり、また、その図書館に貸出、返却のすごい機械が置いてあったり、そういう状況を見たのですけれども、そういう司書を置いたり、そういう機械を設置するということが、読書に取り組んだから、そういうものができたのだとするのか、そういうものを設置したら、読書ができるようになるのかというのは、どちらが先かということもあるのでしょうかけれども、まずは、2に書いてありますように、読書を子供たちが習慣化し、それから発展して、友達同士で「あの本面白いよ」なんて薦め合う環境が整うと、読書率が下がるということもないのかなという気がするのですが、マンパワーも要りましょうし、そういう機械も要るかもしれないけれど、そういう子供たち同士の読書習慣の形成みたいなところをこれからも進めていただけたらと思います。赤木かん子先生の監修の居心地の良い図書館のような、発展的にそのようになっていくのかなというような気がするのですが、量を読むのではなくて、本に親しむ、これは私も賛成なのですけれども、そういう学校づくりをどのように進めていこうとお考えか、お聞かせいただければと思います。

河北義務教育指導課長： 本に親しむということが子供たちの教育のためには本当に重要なことだと考えております。また、第四次計画につきましては、それぞれの家庭、地域、園・所等、学校における取組ということで、いろいろな例を載せております。まずは、これをもって計画を推進していければと考えていますのと、学校図書館リニューアルにつきましては、今年度、実施校の成果についてリニューアルの手引等を作成いたしまして、学校の図書館改装に向けて何らかの情報発信ができないかと考えております。それらの手引につきましては、県の教育委員会のホームページで紹介するとともに、研修会等におきまして周知して、普及していこうと考えております。

志々田委員： 子供の読書計画の中でも幼児教育の部分を明確にきちんと書いているということについて、もっとしっかり書いてほしいという御意見もありましたし、ブックスタートのようなものももっと全県的にというような御要望もあったかと思えます。なかなか子供の読書計画でここまできちんと踏み込んでいる県が少ないので、こういった御意見も頂くのだらうと思います。そういう意味では、教育委員会ではどうしても学校の読書指導というところに目が行きがちなのですが、せっかく立てた計画ですので、それを遂行していく上では、社会教育であるとか、様々なほかの民間施設、あと福祉部局とも連携しながら、計画に対する成果の図り方を、設定している計画どおりに評価するのではなくて、そういったいろいろなところにもこの計画が波及していますよということがきちんと表せるのではないかと考えます。そういうエビデンスの取り方をすれば、こういった「ちゃんと書いていないではないか」とか、「ちょっと薄いのではないか」とかといった御意見を頂いたときに、もう少しきちんとした言い方ができると思うので、そういった幅広いエビデンスの取り方というのをさせていただければということをおもいました。これだけ批判の薄い、厳しいお言葉の少ないパブリックコメントも珍しいなと思って見せていただきましたので、多分評判というか、評価は高いのかなと思います。以上、意見です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 4 高校生の就職をめぐる状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 4、高校生の就職をめぐる状況について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： それでは、令和 2 年 3 月に広島県内の国・公・私立高等学校を卒業予定の生徒の本年 9 月末時点での就職内定状況について御報告いたします。

就職内定率、すなわち就職希望者数に対する就職内定者数の割合は、1、「(1) 就職内定状況」の表のとおり 57.9% で、前年同期より 3.3 ポイント上昇しております。この値は、「(2) 就職内定率の推移」の表に示したとおり、過去 10 年間で最も高い就職内定率となっております。このように高い内定率となったのは、2 の求人・求職状況の推移のとおり、求人倍率は 3.08 倍と、こちらも過去 10 年間で最も高い求人倍率を示すなど、高校生の就職環境が好調であることに加えて、各学校が生徒の状況等を踏まえ、早い時期から生徒との面談を丁寧に行うなど、組織的、計画的に就職指導に取り組んだ成果であると捉えております。

また、ジョブ・サポート・ティーチャーを昨年度より 1 名増員し、11 名を 32 校 33 課程に配置し、就職指導や求人開拓の取組を強化したことや、広島労働局、県商工労働局などの関係機関との連携を行い、様々な就職支援策を実施した結果であると捉えております。

しかしながら、就職を希望しながらも、就職内定を得ることができていない生徒が 1,486 名おります。今後は、10 月下旬に実施予定の合同就職面接会に内定未定者の生徒を積極的に参加させる働きに努めるとともに、広島労働局と連携して、早期の応募、受験ができるよう、各学校を指導してまいります。

報告は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

中村委員： 高校生の就職希望者の就職活動というのは、いつからスタートするのですか。

竹志高校教育指導課長： 7 月 1 日に企業の方から求人が学校に届きます。そして、その中で、各学校でどこの企業に応募するかという選考をしていくということになりまして、最終的には試験が 9 月 16 日から解禁ということになりますので、そこまでの間に書類等を整え、指導して受験させていくという形になってくると思います。

中村委員： 9 月から実際に具体的な活動に入っていくわけですから、この 9 月末の時点で、これでも過去最高ということで、最終的に年度末には、ほぼ 100% に近い数字になっていきますよね。

竹志高校教育指導課長： はい。

中村委員： だから、この時点の数字の把握というのがどのくらい大事なのかということがよく分からないのですけれど、いかがでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 子供たちの就職というところで考えますと、本当に一生を左右する非常に大切な就職試験だと考えております。そういった意味で、過去もどの時期にどういう形であったかというデータも大切にしながら、どういう生徒にどういう指導をすることで、確実に子供たちが力を付け、自分の希望する進路を実現させるかということがありますので、こういうデータも基にしながら、就職指導の先生、ジョブ・サポート・ティーチャーが一緒になって定期的に連携し、配慮をしながら、子供に当たるといふ面では、いろいろな傾向を見ていく上で参考にさせていただいているということでございます。

中村委員： 9 月 30 日現在というだけではなくて、その時期その時期の数字を見ていくということですよ。高校生は大学生とは全く違う就職活動だと思いますので、希望した進路に進めるように、きめ細かい指導を是非していただきたいと思いますので、よろしく願います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

平川教育長： 続きまして、報告・協議5、「広島県特別支援教育ビジョン」改訂素案について、三浦特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

三浦特別支援教育課長： 広島県特別支援教育ビジョンの改訂素案について御説明させていただきます。

この特別支援教育ビジョンは、本県の特別支援教育の理念や方法、取組内容等を総合的にまとめたものでございます。現行の特別支援教育ビジョンは、平成20年7月に策定し、数値目標の達成期間を10年先と想定しておりましたので、これまでの成果、課題や学習指導要領の改訂、社会情勢の変化などを踏まえて、内容を見直すものでございます。

改訂に当たっては、学識経験者を始め、医療、福祉、労働、学校、保護者、教育行政の各代表から成る有識者会議を複数回行い、骨子案、改訂素案と検討を重ねてまいりました。この改訂素案は、6月の教育委員会会議で報告、協議させていただいた骨子案を踏まえ、有識者会議でも御意見を伺いながら作成したものでございます。

資料は2点ございます。「広島県特別支援教育ビジョン改訂素案の概要」及び「改訂素案」でございます。まず、概要を御覧ください。改訂後のビジョンでは、多様な学びの場に応じた特別支援教育の充実を図ってまいりたいと考えております。このビジョンの目指す姿としては、理念に掲げる特別支援教育の推進により、障害のある幼児児童生徒が、全ての学校において、自立や社会参加が図られている状態を目指します。特別支援教育の推進の柱は、「1 支援体制の整備」、「2 教員の専門性の向上」、「3 特別支援学校における教育の充実」の三つの大きな柱としております。

ここからは概要版ではなくて、素案を用いて説明させていただきます。まず、「1 支援体制の整備」につきましては、素案の2ページから6ページになります。3ページの表1を御覧ください。これまでの取組で、幼稚園、小学校、中学校、高等学校とも校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の計画等の作成がほぼ100%になるなど、特別支援教育を推進する体制は、おおむね全ての公立学校で整ったことから、今後はその中身を充実させていく必要があると考えております。多様な学びの場の充実はもちろんのこと、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導、支援を行うための切れ目ない支援体制を充実させることが必要となりますが、そのためには、個別の計画等の作成、活用が大変重要となります。これまで個別の計画等の作成につきましては、対象生徒等の在籍校における作成率として作成した学校数を指標にしておりましたけれども、次の段階としては、作成した生徒数をその指標に据え、特別な支援を必要とする幼児児童生徒全員への作成を目指したいと考えております。また、作成とともに、個別の計画等の中身を充実するために、その活用についても取り組んでまいりたいと考えております。

6ページを御覧ください。「1 支援体制の整備」に係る数値目標、達成期間といたしましては、個別の計画等の作成率に、校種間接続の際の活用率、教職員間での活用による有効性を新たに加えることとし、令和10年度までに100%を目指すこととしています。

続きまして、7ページから9ページは、「2 教員の専門性の向上」になります。二つ目の柱であります教員の専門性の向上につきましては、多様な学びの場で指導する教員の専門性を高めるために、特別支援学校教諭免許状の取得を促進してまいりたいと考えております。

8ページの表4を御覧ください。これは、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校における教員の特別支援学校教諭免許状の保有状況でございます。教育職員免許法の規定によりまして、小・中・高等学校の免許状を保有していれば、当分の間、特別支援学校教諭免許状を保有していなくても、特別支援学校で指導することが可能とされています。このため、特別支援学校教員の免許状保有率が大きな課題となっていたところでございますが、免許保有に必要な単位を履修させる免許法認定講習を実施することで、一定の改善を図ってきたところでございます。今後におきましては、引き続き免許法認定講習の受講機会の拡大を図るなど、取組を行い、特別支援学校の教員が多様なニーズに対応できるよう、複数障害種の免許取得を進めてまいりたいと思っております。

また、小・中学校の特別支援学級担任につきましては、免許法認定講習の主たる対象とはなっていないことから、依然として保有率が低い状況にあります。そこで、新たに特別支援学級担任を対象にした免許法認定講習を実施し、免許保有率の向上を図ることで、専門性を高めてまいりたいと考えております。

数値目標、達成期間といたしましては、9ページを御覧いただき、特別支援学校教諭免許状保有率を挙げております。

続きまして、10ページ以降は、三つ目の柱、「3 特別支援学校における教育の充実」になります。特別支援学校における教育の充実につきましては、生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実に取り組むとともに、職業教育の充実、ICT活用の充実、重複障害のある生徒等や医療的ケアが必要な生徒等に対するきめ細かい指導の充実などを図ってまいりたいと考えております。

11ページを御覧ください。職業的自立を促進する取組では、高等部卒業者の就職率が、平成17年度には全国最下位であったことから、就職支援教員、ジョブ・サポート・ティーチャーの配置、特別支援学校技能検定の実施などの取組によりまして、平成29年度には全国第9位にまで引き上げることができました。目標の就職率は達成いたしましたが、職業教育の充実は今後も引き続き取り組むべき事項であると考えておりますし、働き続ける力も育成していかなければならないと考えております。このため、技能検定の1級取得に粘り強く取り組む姿勢や、失敗しても諦めずチャレンジする力の育成を今後図ってまいりたいと考えております。

13ページを御覧ください。新学習指導要領で求められているICTの活用につきましては、全国に比べ、環境整備が不十分な状況がございますので、ICT環境の整備や活用に係る指導力の向上を図ってまいりたいと考えております。

最後に、18ページを御覧ください。県立特別支援学校の再編整備につきましては、現在、知的障害のある児童生徒を対象とした特別支援学校の在籍者数が増加していることから、教室不足という問題が発生しておりますので、将来的な増加推計をできるだけ早く整理し、適切な学習環境の整備を検討してまいりたいと考えております。また、生徒の自立と社会参加に向けた職業教育の一層の充実を図るため、職業コースの拡充など、今後の特別支援学校の在り方について検討を進めることとしております。

特別支援学校における教育の充実に係る数値目標、達成期間といたしましては、19ページを御覧ください。就職率につきましては、新たに就職希望者のうち、卒業までに技能検定の1級を一つでも取得する目標を立てたことや、ICT環境の整備、指導力の目標を挙げております。

特別支援教育ビジョンの改訂につきましては、新学習指導要領の改訂に合わせて、令和2年度実施を目指しており、今後は、その素案をパブリックコメントにより、広く県民の皆様のお意見をお聞きすることとしております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

中村委員： 本編の1ページの「特別支援教育の理念」というところ、良いことを書いていただいていると思うのですが、障害のある幼児児童生徒、特別な支援を必要とする生徒等ということですけども、ここでいう障害があるとか特別な支援を必要とするというのは、どういう定義というか、どのように捉えておられますか。

三浦特別支援教育課長： 障害がある、医師の診断等によって障害があるとかないかということもあろうかと思えますけれども、障害のあるなしにかかわらず、何かしら困っていることとか、生きにくさを感じているという子供たちがいると思えます。中には診断を受けていないだけで、診断を受ければ、障害ということが分かるかもしれませんが、学校教育においては、そういう障害があるなしにかかわらず、困っている生徒に対しては、必要な支援をしっかりしていき、全ての学校、全ての児童生徒たちに支援をしていくという考え方で、この理念として掲げております。

中村委員： 医師の診断がなくても、あるいは自分で気付いていなくても、家族が気付いていなくても、そういう可能性というのはあると思えますので、是非そういうスタンスで、皆で臨んでいただきたいと思います。

さっき御説明のあった個別の計画等というの、今の御答弁を含めて、作成される可能性のあるものという理解でよろしいのですか。

三浦特別支援教育課長： おっしゃるとおり、やはり支援が必要だと学校が捉えた幼児児童生徒につきましては、今後作成していくように取り組んでまいりたいと考えております。

中村委員： 是非そうしていただきたいと思いますと思うのですが、逆に捉えると、心配し過ぎかもしれませんが、その存在が、差別というか、そうならないような何か工夫が要るのかなとふと今思ったところなので、そういうレッテルを貼るみたいなことにはならないようをお願いしたいと思います。

近藤委員： 支援体制の整備のところの指標、目標なのですけれども、個別の教育支援計画の作成率というのと個別の指導計画の作成率という目標を掲げていまして、個別の指導計画の方は、5ページのアスタリスクの9番を見ると、短期的なもののようなので、例えば特別支援学級に通われている生徒さんであれば、その年の担任の先生が作成するものなのかなというイメージなのですけれども、個別の教育支援計画は、多分もっと長期的ということなのだと思うのですが、どういったスパンでどの立場の方が作成するものということになるのでしょうか。

三浦特別支援教育課長： 個別の指導計画は、例えば、学校で、1年間でそれぞれの授業でどういう支援をして、どういう力を付けていこうか、目標を立てて、こういう取組、こういう支援をしていこうというような短期的な計画になります。個別の教育支援計画となりますと、ある面、中長期的な計画になりまして、学校の場合であれば、3年間であるとか、将来的な目標、どんな大人になりたいとかというようなことも踏まえながら作成していきます。個別の教育支援計画を作成する場合は、医療であるとか、福祉であるとか、関係機関とも連携して、どういう医療にかかっているとか、福祉サービスを利用しているかというような関係者との連携もしながら、この子にどのように支援していくかというような計画になります。どちらも基本的には担任が作成することにはなろうかと思えますけれども、担任1人で作成して終わりというのではなくて、やはり横のつながり、また、縦のつながりということを重視しながら、今後は作っていかねばならないとっていて、そういう校内委員会を通しながら作成していくというようなことを検討してございます。

近藤委員： 関係諸機関との連携ということになりますと、校内委員会の中にもスクールソーシャルワーカーとか、そういった専門家の視点が必要になってくるのではないかなと思っていまして、配置を今後も進めていっていただきたいというのが1点と、特別支援学級等の担任は、そう長い期間担当されるわけではなくて、交代等も多いという分析があったかと思うのですけれども、その中で、特別支援学校がセンター的機能を充実させていきたいということなのですが、特別支援学校の方は、スクールソーシャルワーカーは多分配置されていないというお話だったと思うのです。今後、配置計画等を考えておられるところがあれば、教えてください。

三浦特別支援教育課長： 今現在、スクールソーシャルワーカーを配置するとかしないとかということまでは議論ができていませんけれども、今後、学校だけではなく、幅広く連携していかねばならないと思いますので、そういうスクールソーシャルワーカーも含めて、どういふ方の力をお借りしたら良いのかということを検討したいと思います。

志々田委員： ICT環境の整備のことが数値として目標に入っているのですが、ちょっとお伺いしたいのは、なかなか比較はできないのですが、例えば高等部でいえば、ほかの県立学校の水準とここで挙げておられる指標というのは差があるのでしょうか、ないのでしょうか。

三浦特別支援教育課長： 基本的には同じと考えております。ただ、コンピューターという書き方をしておりますけれども、特別支援学校の幼児児童生徒にとっては、コンピューターがいいのか、あるいはタブレットがいいのか、あるいはそのほかのICT機器、スイッチであったりとか、そういうものがあるのか、そこは検討する余地があるかと思えますけれども、基本的には考え方は同じです。

志々田委員： 恐らくタブレットなんかは、障害のあるお子さんの方が必要としていることも多いかと思えますし、また、今、職業に就こうとしたときに、コンピューターが使える電子的な処理をするということに対するニーズもすごく高まってきているので、両方の普及が必要かなと。例えば歯磨きのコントロールをするような、自分の生活自体をサポートするようなタブレットの使い方もとても大事だと思いますけれど、就職面を広げるためのコンピューターの整備、それも難しいコンピューターではなくて、分かりやすいコンピューターの整備とかソフトウェアの整備も必要になると思うので、ほかの県立学校の子たちにも必要なのですが、どちらかというところ、特別支援学校の方が私はもっといろいろな種類のもものがたくさん要るのではないかなと思ったので、お聞きしました。ここが1人1台ではなく、本当は2台とか4台とか、そういう数字でもいいのかなと思ったので、お聞きしたのですけれども、そうやってほかよりも拡充したいというビジョンはお持ちでしょうか。

三浦特別支援教育課長： ほかに拡充したいというところまではなかなか、現状を見ると言いにくい部分はありますけれども、先ほどおっしゃられたように、特別支援学校の場合は、生徒それぞれの障害の特性があったりしますので、その子が将来的に活躍するためにどういうもの

が必要かということ。ワープロの技能検定をしていますけれども、それを生かして就職できた子供たちもおりますし、子供一人一人にとってどういうICT機器がいいのか、検討しながら、進めていきたいと考えております。

細川委員： 7ページ、教員の専門性の向上のところの(2)の上の丸のところも、それから、次のページの特別支援学校のところの丸も同じことが書いてあると思うのですが、認定講習の受講率が低いという課題が書いてございまして、確かに8ページの表4を見ますと、本県は全国平均より保有状況は勝っているのですけれども、目標値からすると、もう少し頑張してほしいなというところもございまして。この辺の受講率が低いという原因は何か、教えていただけますでしょうか。

三浦特別支援教育課長： 特別支援学級の教員の受講率が低いという面に関しましては、現在、認定講習の内容が、主には特別支援学校で教育を行う教員向けの講座となっています。したがって、少し障害が重い子を対象としたような中身の認定講習でございまして。特別支援学級の担任は、もう少し軽度の子供たちを対象に教育を行いますので、認定講習で勉強しても、直接的にすぐに役に立たないかなというような捉え方をされて、認定講習受講まで至っていないのではないかなと推測はいたしております。

細川委員： 授業参観をするときに、特別支援学級を見せていただくことも度々あるのですが、先生によって指導の強弱といましようか、厚み、浅みというのでしょうか、違うなというのでも少し感じているところです。その辺のところ認定講習を受けられることによって、ある一定水準の力量といまいますか、技術なりを習得されると、子供に対する指導も充実するのかなと思っておりますので、受講率のアップに向けて御努力をいただいて、個々の子供のそれぞれに応じた特別支援学級教育をしていただけたらなと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件について審議を終わります。
以上で本日の会議の全ての日程を終了いたします。

(14:31)